

第 21 期

第 8 回大分県内水面漁場管理委員会

議 事 録

開催日時 令和 5 年 7 月 19 日（水） 15 時 30 分

開催場所 大分市大手町 3-1-1
大分県庁舎本館 8 階 81 会議室

第21期大分県内水面漁場管理委員会 第8回委員会

1. 開催日時 令和5年7月19日(水) 15時30分
2. 開催場所 大分県庁舎本館8階81会議室
3. 出席委員 坂井美穂
手島勝馬
北村東太
久寿米木洋子
北西滋
宮名利光廣
岩本郁生(会長、議長)
園田賢文
藤本勝美

欠席委員 飯倉速美

農林水産部 高野審議監

漁業管理課 大屋課長、倉橋参事、大石課長補佐(総括)、中川主幹
大竹主査、甲斐主任

水産振興課 大塚課長、平川主幹(総括)、入江技師

臨席者 なし
4. 議事録署名委員 宮名利委員、北西委員
5. 審議事項及び審議結果
第1号議案 令和4年度第五種共同漁業の増殖事業の実績について
審議の結果 報告のとおり確認した
第2号議案 令和5年度第五種共同事業の増殖計画について
審議の結果 報告のとおり確認した
第3号議案 公共用水面からのこいの持ち出しの制限について
審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第4号議案 公共用水面へのこいの放流の制限等について
審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した

第5号議案 知事許可漁業の制限措置及び申請期間について
審議の結果 原案のとおり異議ない旨知事あて答申することに決した

6. 審議概要

参事 それでは、ただいまから第21期第8回大分県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

事務局を務めております漁業管理課の倉橋です、よろしくお願ひします。

はじめに、本日の委員の出席状況ですが、委員10名中9名が出席されており、過半数を超えていますので、漁業法第173条による漁業法第145条第1項の準用規定により、本委員会が成立していることをご報告します。

最初に、高野審議監からあいさつを申し上げます。

高野審議監 (あいさつ)

参事 ありがとうございます。

ここで、お手元の「職員出入り表」をご覧ください。令和5年5月15日付けの人事異動にともない、事務局の関係職員の異動はありませんでしたが、本日出席の漁業管理課長と水産振興課長が交代しておりますので、自己紹介をお願いします。

(大屋課長、大塚課長 自己紹介)

高野審議監につきましては、業務重複のためここで退席いたします。

続いて資料の確認をいたします。本日は資料をタブレットで用意しております。タブレットの画面に議案書がありますので確認してください。

タブレットが、みえなくなったり、ページが飛んでしまったなど、操作に不都合が生じた場合は、議事進行中にかかわらず、挙手をお願いいたします。担当の者が操作の補助を行います。

紙の資料も用意しておりますので、紙資料の必要な方は挙手をお願いいたします。

また、全国内水面漁場管理委員会連合会の会報をお配りしてい

ます。お時間のある時にご覧ください。

資料はおそろいでしょうか。

それではこれより議事に入ります。

大分県内水面漁場管理委員会事務規程第8条第1項により、会長が議長を務めることとなっていますので、以後の進行を岩本会長にお願いいたします。

議 長 議事に入ります前に議事録署名委員を決めたいと思います。本日は、宮名利委員と北西委員にお願いします。

本日は、5つの議案を審議する予定となっております。スムーズな運営に努めて参りますので皆様方のご協力をお願いします。

それではこれより議事に入ります。

第1号議案の「令和4年度第五種共同漁業の増殖事業の実績について」と第2号議案の「令和5年度第五種共同漁業の増殖計画について」とは、相互に関連がありますので、これを一括して審議したいと思います。

まず、事務局から提案理由を説明してください。

参 事 それでは第1号議案と第2号議案につきまして、一括してご説明します。

お手元の議案書の2ページをご覧ください。

第1号議案の「令和4年度第五種共同漁業の増殖事業の実績について」ですが、内水面における第五種共同漁業は、漁業法第168条の定めにより、「当該漁業の免許を受けた者が、当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。」と定められています。このため、令和4年度の増殖実績について、漁業権者である各内水面漁協からの報告に基づき、増殖義務に見合った実績になっているかを確認していただくものです。

なお、本県では従前から当該年度の組合総経費の30%以上を増殖事業に充てることとしています。

議案書の3ページをご覧ください。

令和4年度最終実績表を載せています。この表は、令和4年度の組合決算に基づき組合経費総計及び増殖事業に要した経費を魚

種ごとに作成したものです。

なお、令和4年度の各漁協の増殖計画につきましては、昨年7月26日に開催されました第21期第5回委員会でご確認をいただいております、その資料を4ページに掲載しています。

最初にこの表の見方についてご説明しますので3ページの表の1番上をご覧ください。①から⑦までの番号を付しています。

①は、組合の年間の総経費です。

②は、増殖事業費の内訳です。

③が補助金を除いた増殖事業費の割合を示しており、先ほど申し上げました30%以上必要というのはこの数字です。

④、⑤、⑥は増殖事業の内訳で、④が種苗放流、⑤が産卵場造成、⑥がその他となっていて、上の欄が量で、下の欄が金額です。

最後の⑦は各漁協ごとの特殊事情や、「えのは」が「やまめ」なのか「あまご」なのかということに記載しています。

さて、確認事項となります③の「増殖事業費割合」につきまして、各漁協の状況を見てみますと、例えば免許番号1の山国川漁協ですが、①の組合経費は2,202万2千円で、②の増殖事業費の自己資金が904万2千円で、③の増殖事業費の割合が43.7%と30%を超えています。

以下、免許番号2の一番上の駅館川漁協から免許番号12の津江漁協まで③の「増殖事業費割合」をご覧ください。すべての漁協において30%を超えています。

④の増殖事業の放流魚種別内訳で、こいの放流につきましては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止措置の継続を図ることが必要とされており、水産庁の指導で、「こいを放流しなくても増殖していないことにはならない。」という取り扱いになっています。

県下における年間の増殖金額につきましては、②の増殖事業費の内訳の計の欄の1番下をご覧ください。9,449万7千円となっております、放流金額は計画の9,205万6千円をうわまわる増殖事業が実施されております。

続きまして、5ページの第2号議案「令和5年度第五種共同漁業の増殖計画について」ですが、各漁協の増殖計画については、次の6ページをご覧ください。

この表は、先ほどの令和4年度の増殖実績一覧表と同様の様式で、各漁協の総会で承認された内容を取りまとめて、令和5年度の増殖事業計画として魚種別に示したものです。

一覧表の③の増殖事業費割合欄をご覧くださいとおわかりのように、山国川漁協の42.7%からはじまり、免許番号12の津江漁協の55.6%まで各漁協それぞれ増殖義務の基準値である30%を超えています。

したがって、各漁協の増殖実績及び計画については、増殖義務に見合ったものであると認められます。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいま事務局から説明がありました。ご質問・ご意見はありませんか。

ご意見もないようですので、まず、第1号議案について審議いたします。第1号議案については、報告のとおり確認したということでご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第1号議案については報告のとおり確認したこととします。

次に、第2号議案について審議いたします。第2号議案については報告のとおり確認したということでご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第2号議案については報告のとおり確認したこととします。

次に、第3号議案の「公共用水面からのこいの持ち出しの制限について」と第4号議案の「公共用水面へのこいの放流の制限等について」とは関連がありますので、一括して審議することとします。

事務局は提案理由を説明してください。

参 事 まず、第3号議案の「公共用水面からのこいの持ち出しの制限

について」は、議案書の7ページをご覧ください。

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、委員会指示によりコイヘルペスウイルス病が発生又は発生の疑いがあるとして、知事が定めた公共用水面からこいを持ち出しての他水域への放流を禁止しています。

「公共用水面」というのは、河川等の天然水域のことです。

次に、第4号議案の「公共用水面へのこいの放流の制限等について」ですが、11ページをご覧ください。

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、委員会指示により公共用水面にこいを放流する場合の要件を義務づけるとともに、公共用水面へのこいの遺棄を禁止しています。

この第3号議案と第4号議案の委員会指示の有効期間が本年8月31日で終了するため、知事から大分県内水面漁場管理委員会会長あて、昨年と同様の内容で、令和5年9月1日から翌年8月31日までを新たな有効期間とした委員会指示の発出が依頼されています。

8ページをご覧ください。知事から本委員会会長あての依頼文の写しを掲載しています。

依頼の内容は、①といたしまして、こいを持ち出しての他水域への放流禁止、②といたしまして、こいを放流する場合の要件の義務づけ、③といたしまして、公共用水面へのこいの遺棄禁止の3項目を内容とする委員会指示の発出要請です。

①が第3号議案、②と③が第4号議案となっています。

公共用水面と異なる養殖場や釣り堀でコイヘルペスウイルス病が発生した場合には、「持続的養殖生産確保法」という法律に基づきまして、県が移動禁止などのまん延防止措置を講じることができますが、公共用水面で発生した場合には、この法律の適用はありません。

そこで、平成16年度から2つの委員会指示を発出し、天然水域で発生した病気のこい又は病気の疑いのあるこいの持ち出し禁止と河川などへのこいの放流の制限を行ってきています。

今回の委員会指示の内容と現行の委員会指示とは、指示の期間以外変更はありませんが、再度、その内容についてご説明します。

次の9ページの告示第2号の案をご覧ください。

漢数字一の「指示の内容」の1行目「公共用水面及びこれと連接一体を成す水面」とは、河川や水路を想定したものであり、天然水域をもれなく示す表現としています。

同じく3行目「こいを持ち出して他の水域に放流してはならない」とは、持ち出して食べたりするのはいいのですが、他の河川等に放流してはいけないということです。

また、5行目で、知事が水域の範囲について速やかに公表することが規定されていますが、次の10ページに知事が公表する告示の内容を参考としてつけています。

ここにありますのは、これまでにコイヘルペスウイルス病が発生している水域で、大分川の水系等8か所と1つの貯水池となります。

すでに、これまでの委員会指示に基づき公表してきたものですが、現行の委員会指示の有効期限が8月31日までとなっていることから、新しい委員会指示に基づいた形で改めて県のホームページや県報告示で公表を行うものです。

なお、9ページにお戻りいただきまして、漢数字一の2行目の下から「内水面漁場管理委員会が承認した場合」とは、試験研究などの場合を想定しており、この承認については事務局で決裁のうえ承認することとしています。

漢数字二の「指示の期間」は、令和5年9月1日から令和6年8月31日までの1年間としています。

次に、告示第3号の案ですが、12ページをご覧ください。

漢数字一の「指示の内容」の2行目「捕獲したこいをその場で再び放す場合を除き」とありますが、「その場」の「場」とは、単に場所だけを示すものではなく、「物事が起こっている局面」を示すものであり、場所と時間を限定したものです。

例えば、前日に捕獲したこいを翌日に同じ場所で放流する場合、または、捕獲した川と同じ川に同じ日に放流する場合でも、その場所から明らかに離れた場所で放流する場合などは、この除外規定に該当しないということになります。

続いてこいを放流する場合ですが、1の(一)にあります「コイヘルペスウイルス症の発生が確認された水域」とは、県内だけでなく、当然、県外の水域も含みます。(二)は、こいを河川などに放流する場合は、PCR検査の結果、陰性であることが必要

です。

また、2では「生死を問わず、天然水域へのこいの遺棄」、つまり、捨てることを禁止しています。

漢数字二の「指示の期間」は、告示第2号と同様に、令和5年9月1日から令和6年8月31日までの1年間としています。

ここで、コイヘルペスウイルス病の発生状況について、担当課の水産振興課からご説明いたします。

水産振興課

水産振興課の入江です。

次の13ページの「内水面漁場管理委員会資料コイヘルペスウイルス病」と表記している資料をご覧ください。

次の14ページをご覧ください。コイヘルペスウイルス病の概要について書いています。委員の皆様はご存じかと思しますので内容は割愛しますが、一番下に記載していますとおり、コイヘルペスウイルス病は持続的養殖生産確保法に基づき国内で重大な被害が発生する病気として特定疾病に指定され、法に基づきまん延防止措置がとられる病気です。

次の15ページをご覧ください。疾病の全国並びに本県での発生状況を示した資料です。1に全国の発生状況を示しています。2)の部分をご覧ください。令和5年度に入ってから全国のコイヘルペスウイルス病の発生状況ですが、4月1日から6月30日までに、山形県で1件の発生が確認されています。

2に本県の発生状況を示しています。2)をご覧ください。平成15年から令和5年現在までの発生状況を示しています。平成21年度以降は未報告水域での発生を計上していますが、平成22年10月以降は未報告水域での新たな発生は確認されておりません。

一方で、この表には計上しておりませんが、ここ数年間で既発生水域において数件のコイヘルペスウイルス病の感染が確認されています。既発生水域での再発については、法律や国の指針等では報告対象外となっていること、また、風評被害防止の観点から公表しておりませんが、引き続き感染拡大を防ぐためにも委員会指示を発出していただき、蔓延防止にご協力いただきたいと思います。

続いて、16ページをご覧ください。過去本県で発生した場所

を地図に落とししたものです。右側の表については、こちらも平成21年度以降は未報告水域での発生を計上しています。

県の南部以外はおおむね発生している状況です。

17ページをご覧ください。この資料は、県内の発生場所を水域等で分けした地図です。黄色がこれまでコイヘルペスウイルス病の発生が確認されていない河川等、もしくは発生後に一定の清浄化が確認された養殖場等を示しています。県内でも県南の番匠川水系や北川水系は1度も発生の報告がなく、病気の発生が無い水系がございます。

次の18ページは先のページの地図を表にしたものです。参考になさってください。

19ページはコイヘルペスウイルス病が疑われる場合の対応方針を示しています。もし異常があった場合には、この資料をもとに対応していきたいと思えます。

資料の説明は以上ですが、コイヘルペスが最初に発生してから、継続して委員会指示を發出して頂いており、まん延防止に非常に効果があると考えています。もし、この措置が無かった場合には、誰でもコイを持ち出すことができるようになり、管理ができなくなってしまいます。

大分県で過去発生した病気の広がり、ほとんどがコイの移動ということでした。現在では発生が下火になっていますが、既発生水域での再発も起きており、もし移動の制限がなくなれば、また、新たな場所で病気が発生する可能性がございます。その結果、新たな場所でコイを処分しなければならない方が出てくるかもしれません。

この委員会指示によりコイの病気を広げないようにすることは、内水面漁業振興に寄与するものと考えますので發出のほどよろしくをお願いします。

コイヘルペスウイルス病については、以上です。

参事 以上で、第3号議案と第4号議案の説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、この件につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

園田委員 コイヘルペス病の発生が減ってきたということなのですが、その要因は何なのでしょう。私は、釣具店を営業していますが、こいを他の河川に移してはだめとか聞いたことがないのですが、県や漁協は一般の人にどのように周知をしてきたのでしょうか。

手島委員 日田漁協は、コイヘルペスが出たことがあるので、釣ったり、食べるのは良いですが、移動はダメだと言っています。遊漁券を販売しているところにも言っています。

園田委員 遊漁券を販売するときに、文書も渡していますか。

手島委員 文書までは出していません。

園田委員 うちの釣具店では、大野川、大分川、番匠川漁協の遊漁券を販売しているのですが、そのような注意を言ったことはありませんでした。資料があれば、渡せると思ったのですが。

参 事 委員会指示を県報で発出した際は、大分県のホームページでお知らせするとともに、漁協に通知しています。

 コイヘルペスが発生しはじめたころは、報道等も多く、特に病気が発生した漁協さんなどには、充分周知がされていたと思うのですが、最近では、新規の河川での発生がないので、県報の告示における周知となっています。

園田委員 では、県や国からこのような通達があつてというのは、漁協から独自でもらうしかないということですね。わかりました。

藤本委員 議案書の16ページの星のマークが付いている地図についてですが、一つの星の数が、発生一件ということでしょうか。

入江技師 はい、そうです。

藤本委員 コイヘルペスの症状はどういったものでしょうか。他の魚にも、感染するのですか。

大塚課長 議案書の14ページをごらんください。3番のところに症状を載せています。

宮名利委員 あくまでもこいだけの病気でしょうか。食べても大丈夫でしょうか。

大塚課長 同じく、14ページのその他の9番に載せていますが、こいだけがかかる病気で、人間が食べても大丈夫です。

発生当初は特定疾病に指定され、かなり大変な取り扱いとなっていました。最近、感染の疑いのあるこいを拡散しないようにして、大量へい死やまん延をおさえましょうという考え方に落ち着いています。

藤本委員 わかりました。

宮名利委員 山国川の青の洞門のところでこいを飼っていて、えさやり等を観光客にさせていますが、大雨でこいが流されてしまって、数が少なくなってしまって、えさやりできない状態です。放流ができる方法はないでしょうか。

大塚課長 町などからは、このような話はよく聞きますが、基本的に放流は自粛です。

手島委員 養殖場とかから移してもだめでしょうか。

大塚課長 移動も同じです。

手島委員 錦鯉はどこの河川からもいなくなりました。

藤本委員 コイヘルイペスになってから、釣らなくなったのでこいが多くなり、大きい個体が増えたようです。

議 長 よろしいでしょうか。
毎年聞いていますが、こいの放流に関して、新しい知見はあり

ますか。また、県内でも既発生水域では、ここ数年何件かコイヘルペスが発生しているようですが、それは、死んだものをたまたま持ち込んでわかったのか、大量へい死があつてわかったのかどちらでしょうか。

入江技師 まず、こいの放流に関してですが、放流試験を実施している県と国の情報交換の場である「こい放流試験連絡協議会」が開催されております。

 令和4年の報告によりますと、2県で放流試験、放流を実施していました。放流はすべてPCR検査をした後実施しており、こいの大量死はありませんでした。

 放流についての今後の見解は、国の水産安全室にも確認しましたが、いまだ試験段階で、放流自粛の方針は変わらないとのこと。そのため、大分県もこれまでどおり、委員会指示を發出していただき、こいの放流は、PCR検査をして安全性が確認された場合のみ放流を可能とする枠組みを維持してほしいと考えています。

 また、県内での発生状況についてですが、大量へい死があつて、それを試験場が検査してわかったものです。

議 長 大量へい死があつたのですね。わかりました。

手島委員 こいの釣り堀りをさせたいと考えているのですが、PCR検査には、何匹必要で、何グラムから検査が可能でしょうか。飼っているこいが3g程度で小さいので。

入江技師 30匹が上限です。

大塚課長 細かい点については、現在持ち合わせていないので後日お知らせいたします。

園田委員 検査はどこが実施するのですか。

大塚課長 実施したい漁協が検査機関にサンプルを送って検査をしてもらう形になります。

議 長 よろしいでしょうか。他にご意見もないようですので、まず、第3号議案について審議します。第3号議案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第3号議案については原案のとおり承認し、委員会指示を発出することといたします。

次に、第4号議案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第4号議案については原案のとおり承認し、委員会指示を発出することといたします。

次に第5号議案の「知事許可漁業の制限措置及び申請期間について」を審議します。事務局は提案理由を説明してください。

参 事 議案書の20ページをご覧ください。

知事許可漁業のうち、うなぎ稚魚漁業の許可を行うにあたり、制限措置と申請期間を定める必要があるため、漁業法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項及び法第171条第4項の規定に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

21ページをご覧ください。知事からの諮問文です。

22ページをご覧ください。まずは知事許可漁業の説明の前に、うなぎの稚魚の採捕について、従来の制度をご説明申し上げます。

まず、「I 大分県漁業調整規則」についてです。大分県漁業調整規則では第42条において全長20cm以下のうなぎの採捕を周年禁止しています。一方で、第50条において試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗の供給のための水産動植物の採捕については許可するようにしています。この許可を特別採捕許可といいます。

続いて、「I I 特別採捕許可による全長20cm以下のうなぎの採捕」ですが、「1 許可対象者」は、①農林水産大臣による指定養殖業の許可を受けたうなぎ養殖業者、②うなぎ養殖業者と需給契約を締結した内水面漁業協同組合、③増殖事業を行う内水面漁業協同組合です。R5年漁期の実績は、①が8件、②が2件、③が1件となっています。

「2 漁具」はすくい網のみとしています。

「3 採捕区域」は、うなぎ養殖業者と内水面漁業協同組合で分かれております。うなぎ養殖業者の採捕区域については「図1. うなぎ養殖業者の採捕区域」をご覧ください。第1区域は図の青色の範囲、第2区域は図の黄色の範囲、第3区域は図の緑色の範囲の地先海面及びこれに流入する漁業権のない河川です。

一方、内水面漁業協同組合の採捕区域は、うなぎの稚魚を採捕しようとする漁業協同組合が有する共同漁業権内です。

23ページをご覧ください。「4 採捕期間」は、養殖用種苗の採捕については、1月15日から4月25日までです。この期間は、水産庁の指導に基づいて定められている期間内となっています。一方、放流用種苗については、2月1日から4月25日までの間で申請者の設定する連続した60日間としています。うなぎの稚魚は12月から1月に遡上してくるものに比べて、2月以降に遡上してくるものは小型で生き残る確率が低いとされていることから、この時期に限定して採捕を認め、一時的に育成し大きくしてから放流するためのものです。

続いて、「I I I 知事許可漁業への移行」ですが、うなぎの稚魚は、密漁防止の観点から、改正漁業法において新設された特定水産動植物に指定されています。この指定は3年間の猶予期間を経て令和5年12月1日に施行されることとされており、それ以降うなぎの稚魚は原則採捕が禁止されることとなります。違反した場合、3年以下の懲役又は3千万円以下の罰金という漁業法の最高刑罰が適用されることとなります。

なお、特定水産動植物の採捕禁止を適用しない場合として、「ア）漁業の許可を受けた者が当該許可に基づいて漁業を営む場合」、「イ）漁業権又は組合員行使権を有する者がその権利に基づき漁業を営む場合」、「ウ）農林水産省令による試験研究・教育実習目的の許可を受けて採捕する場合」と定められています。

このように特定水産動植物に指定されたことから、特別採捕許可ではうなぎの稚魚の採捕を許可できなくなっていました。そこで当県では、先程説明した「ア）漁業の許可を受けた者が当該許可に基づいて漁業を営む場合」により採捕を可能とするため、知事許可として「うなぎ稚魚漁業」を新たに規定しました。この規定が令和5年9月1日に施行されることから、従来の特別採捕許可から、基本の内容は変えずに、知事許可漁業に移行するものです。

24ページをご覧ください。「1 制限措置及び申請期間の公示制度の趣旨」についてです。

これは、漁業の許可の申請を受け付ける前に、あらかじめ制限措置及び申請期間を公示し、広く周知することにより、手続の透明化を図るものです。漁業法及び漁業調整規則の規定により、制限措置は、「①漁業種類 ②許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数 ③船舶の総トン数 ④推進機関の馬力数 ⑤操業区域 ⑥漁業時期 ⑦漁業を営む者の資格」に関し、定めることとされています。

次に、「2 今回公示する予定の漁業の概要」について説明します。今回公示するのは「うなぎ稚魚漁業」です。この漁業は、海面又は内水面において、夜間に灯火で水面を照らしながら、すくい網によりうなぎ稚魚を採捕する漁業で、漁獲対象種は「全長13センチメートル以下のうなぎの稚魚」です。

今回公示することとなった背景は、先ほどご説明したとおりです。ですので省略いたします。

本件公示の制限措置の内容については、実際の公示案により説明します。次の25ページをご覧ください。

今回の許可の内容となる制限措置です。左から順番に説明します。一番左の「番号」は整理番号で、「15-1-1から次の26ページの15-3-1」まであります。

25ページにお戻りください。その右の欄の漁業種類はすべてうなぎ稚魚漁業で、15-1-1～4までがうなぎ養殖業者を対象とした許可です。次の26ページをご覧ください。15-2-1が養殖業者と需給契約を締結した内水面漁業協同組合を対象としたものです。15-3-1がうなぎの増殖事業を実施する内水面漁業協同組合を対象としたものです。これまで特別採捕許可で

許可を受けていた者が引き続き許可を受けることができるよう設定しております。

25ページにお戻りください。「漁業種類」の右の欄の「許可等をすべき漁業者の数」、「船舶の総トン数」、「推進機関の馬力数」については、全て定めなしとします。

さらに右の欄の「操業区域」は、文言で表記しているとおりでありますが、15-1-1～4までは、うなぎ養殖業者の操業区域です。該当する地先海面から内水面を操業区域としますが、共同漁業権が設定される河川は除きます。次の26ページをご覧ください。15-2-1と15-3-1は、内水面漁業協同組合を対象とした許可ですが、操業区域は自己の有する共同漁業権内の漁場区域としています。操業区域についても、文言が多少変わっていますが、特別採捕許可のときと同じ内容にしております。

25ページにお戻りください。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」ですが、15-1-1～4及び次の26ページの15-2-1は「1月15日から4月30日まで」としています。15-3-1は「2月1日から4月25日まで」です。例年水産庁から示される技術的助言に基づいて、この漁業時期の中で、実際に採捕することができる期間を許可の条件として定めます。

25ページにお戻りください。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は、15-1-1～3はうなぎ養殖業者の資格であり、すべて同じです。「次の（1）及び（2）に該当する者。（1）内水面漁業の振興に関する法律第26条第1項に基づく指定養殖業の許可（以下「指定養殖業の許可」という。）を有する者（以下「養殖業者」という。）であつてにほんうなぎの池入割当量を有する者。（2）大分県養殖用うなぎ種苗特別採捕許可に基づく当該操業区域の令和5年採捕実績（以下「採捕実績」という。）を有する者。ただし、採捕実績を有する養殖業者から指定養殖業の許可を承継したときは、この限りでない。」としています。

15-1-4についてもうなぎ養殖業者の資格ですが、「漁業を営む者の資格」の（1）に記載されている「養殖池の総面積が10,000平方メートルを超える」養殖規模の大きな養殖業者については、操業区域を拡大し、15-1-1の区域と15-1-2の区域を合わせた区域を操業区域としています。それ以外は、15-1-1～3と同じです。

次の26ページをご覧ください。15-2-1は内水面漁業協同組合が養殖向けのうなぎの稚魚を採捕する時の許可ですが、「次の(1)及び(2)に該当する者。(1)第5種共同漁業(うなぎ漁業を含む場合に限る。)の漁業権者。(2)内水面漁業の振興に関する法律第26条第1項に基づく指定養殖業の許可を有する者と需給契約を締結した者。」としています。

15-3-1については、内水面漁業協同組合が増殖用にうなぎの稚魚を採捕する時の許可ですが、「次の(1)及び(2)に該当する者。(1)第5種共同漁業(うなぎ漁業を含む場合に限る。)の漁業権者であって自己の増殖義務の履行のためにうなぎ資源の増殖事業を行う者。(2)大分県内に中間育成施設を有する者、又は中間育成施設を所有する者にうなぎの中間育成を委託する者。」としております。この資格についても、特別採捕許可を受けていた者が引き続き申請できるよう定めています。

一番右の欄の申請期間については、次の項目で説明します。以上が、制限措置の内容についての説明です。

27ページをご覧ください。「4 公示の申請期間」です。まず、申請期間の設定に関する基本的な考え方をご説明します。

許可する船舶や漁業者の数に上限を設ける場合は、大分県漁業調整規則第11条第2項に規定される原則の1ヶ月間を設定します。

一方、許可する船舶や漁業者の数に上限を設けない場合は、公示の日から許可の有効期間はいつでも申請可能とする周年とします。今回は、後者に該当するため、申請期間は周年となっています。申請期間については以上です。

次に、「5 許可の有効期間」について説明します。

知事許可漁業の許可の有効期間については、大分県漁業調整規則に規定されており、本日説明した漁業は1年間とされています。

知事許可漁業の制限措置及び申請期間についての説明は以上です。

議長

事務局から説明がありましたが、第5号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

少し難しかったですね。

手島委員 日田漁協は、養殖の許可を持っていますが、河口域がないので稚魚を採捕することができないのですが、うちが申請したら、他の河川に行って捕ることはできるのでしょうか。

大石総括 日田漁協は、現在養殖の許可を持っていますが、今年は特別採捕許可をとっていません。今回の制限措置の内容からいうと実績がないので、採捕の許可は取得できません。どうしても捕りたいということになれば、今年実績がある業者さんから、一部池入れ量を承継すれば許可が可能という仕組みになっています。

手島委員 実績がない、捕っていないといいますけど、近年は、注文してもとれないことが多く、値段もあがっていたので、今年も採捕して池入れができそうになかったから、今年も特別採捕許可を申請していませんでした。

大石総括 ご説明した際に、今後は購入するとお聞きしていたので、今回の制限措置にいれなかった次第です。

手島委員 今年も、購入したし放流もしました。購入したのは、稚魚ではなくほとんどがくろこです。

前回までの話は、しらすの話、今回はくろこを捕るかとらないかの話ではないでしょうか。しらすの実績がないからくろこもとれないというのはおかしい話ではないでしょうか。

大石総括 少し複雑なので、説明させていただきますと、今回13cm以下のうなぎが水産特定動植物に指定されて、採捕するには、法律で知事許可によるものか、漁業権にもとづくものか、試験研究によるものかの3つに定められました。

また、大分県では調整規則で20cm以下のうなぎが採捕禁止になっているので、13から20cmのうなぎを捕りたい場合は、従来の特別採捕許可で捕るのは可能です。ただし、この場合13cm以下の稚魚も混じってしまう可能性があることが問題です。

手島委員 わかりました。

制限措置のところにはありましたが、1万平方メートル以上の池面積を所有していると、もっと捕ってもよいということですか。

大石総括

採捕できる区域が広がるということです。

ただし、これにも実績が必要です。いきなり新しく池を大きくしたといっても許可はできません。うなぎの資源状態が良くないという状況なので、国の方針としては採捕できる人を増やさないという方向です。やめる人がいればそれを充足しなければ採捕従事者の数は減ります。大分県でも減っている状況です。現状の資源状態では本県も全体の数を増えないようにするというのが方針です。

園田委員

一般の人は基本的に稚魚の採捕は無理ということですね。

議 長

できるだけ採捕する人を増やさないようにしているのですね。実績のない人は採捕をさせないということであれば、新しくうなぎの養殖をする人とかは出てこれないということですね。

大石総括

そうです、そもそも養殖の許可は承継しか認められていません。

手島委員

承継は、場所がかわってもよいのですか。

大石総括

認定されればよいそうです。

手島委員

しらすの採捕を頼んでも捕れないし、値段も高いので申請しなかったのですが、今年も特別採捕許可の申請はしないといけなかったということですね。こういう仕組みに変更になるというお知らせはしましたか。聞いていないと思うのですが。

大石総括

お話はさせていただいていると思います。

うなぎの稚魚の採捕については、国全体で21tの池入れ量の枠が決まっています。極端な話、たとえば鹿児島県が先に21t捕ってしまえば、大分県で捕れていなくても国全体の採捕のストップがかかります。とれない部分はとれているところから購入し

てもらおうというルールとなっています。

園田委員 購入したい人がいても、県は関知しないのですか。

大石総括 基本的にはいたしません。

手島委員 うちの漁協のように、しらすが捕れなくて購入するしかない漁協では、河川からうなぎがいなくなってしまう。

補助金等も少ししかないから、放流量を減らすしかありませんね。なんとか考えていかないと。

議長 よろしいでしょうか。他にご意見もないようですので、第5号議案については原案のとおり承認することにご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第5号議案は原案のとおり異議のない旨を知事に答申することとします。

次にその他の報告事項ですが、「①漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」事務局から説明してください。

参事 議案書の28ページをご覧ください。

その他の①「漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」です。漁業法第90条第1項の規定により、漁業権者は、漁獲量をはじめとした農林水産省令で定められた項目について、都道府県知事への報告が義務化されました。報告を受けた内容について、都道府県知事は必要な事項を内水面漁場管理委員会へ報告することとなっているため、漁業法第90条第2項及び第171条第4項の規定に基づき、大分県知事から本委員会に対し報告を受けるものです。29ページが報告に係る鑑文です。

次に30ページをご覧ください。まず、1の「法の規定」についてです。

漁業法第90条第1項の規定により、漁業権者は農林水産省令で定められた事項について、都道府県知事へ報告を行うことが義

務づけられました。報告事項については、下の四角で囲まれた箇所に記載しておりますとおり、①漁業権の種類及び免許番号、②報告の対象となる期間、③資源管理に関する取組の実施状況、④操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況、⑤組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況、⑥その他必要な事項と定められております。

また、漁業法第90条第2項及び第171条第4項の規定により、都道府県知事は、報告を受けた内容に関する意見を付して、内水面漁場管理委員会へ報告しなければならないとされています。

次に、2の「報告」です。大分県では、報告対象期間を毎年4月1日から3月31日までとしており、今回は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の報告です。具体的な報告内容については、次ページからの一覧表でご説明します。次のページ31ページをご覧ください。

表の構成ですが、左から順に「免許番号」「漁業権者」「漁業権の種類」「漁業の名称」「組合員行使権者数」「操業日数又は操業期間」「漁獲量」「資源管理の状況等」「適切かつ有効の判断」としてあります。

漁業権毎にご説明します。まず、内共第1号です。漁業権者は山国川漁協です。漁業権の種類は全て第五種共同漁業権で、うなぎ漁業等計8種の漁業に設定されています。右から3番目にある漁獲量については、最も多いのが「あゆ漁業」で2,385kgとなっております。次に、その右の欄「資源管理の状況等」には各漁協の取組を記載していますが、内水面漁協の場合、漁業権魚種の増殖義務が課されています。この義務が果たされていることを前提として、増殖事業以外で漁場の環境保全や地域と協働した取組等を記載しています。山国川漁協では、漁業者による河川清掃や地元小学生との放流実施等に取り組んでいます。

続いて、内共第2号です。漁業権者は宇佐山郷淡水漁協、駅館川漁協及び長洲河川漁協の3漁協での共同免許です。漁業権の種類は第一種共同漁業ではあおのり漁業等計4種、第五種共同漁業権ではうなぎ漁業等計8種の漁業に設定されています。漁獲量については、最も多いのが第一種共同漁業権は「あおのり漁業」で630kg、第五種共同漁業権は「うなぎ漁業」で700kgと

なっております。資源管理の取組として、漁業者による河川清掃、草刈り、大学と協力したニジマスの生息調査等に取り組んでいます。

続いて、内共第3号です。漁業権者は大野川漁協及び鶴崎漁協の共同免許です。漁業権の種類は第一種共同漁業権ではあおのり漁業等計3種、第五種共同漁業権ではうなぎ漁業等計9種の漁業に設定されています。漁獲量については、最も多いのが第一種共同漁業権は「しじみ漁業」で105kg、第五種共同漁業権は「あゆ漁業」で8,116kgとなっております。資源管理の取組として、漁業者による河川清掃、小学校との河川体験学習等に取り組んでいます。

続いて、内共第4号です。漁業権者は番匠川漁協です。漁業権の種類は第一種共同漁業権ではしじみ漁業のみ、第五種共同漁業権ではうなぎ漁業等計5種の漁業に設定されています。漁獲量については、最も多いのが「もくずがに漁業」で2,600kgとなっております。資源管理の取組として、佐伯市内小中学生のアユ放流体験、アユのちょんがけ体験等に取り組んでいます。

続いて、内共第5号です。漁業権者は堅田川漁協です。漁業権の種類は第一種共同漁業権ではあおのり漁業等計3種、第五種共同漁業権ではうなぎ漁業等計4種の漁業に設定されています。漁獲量については、最も多いのが第一種共同漁業権は「しじみ漁業」で5kg、第五種共同漁業権は「もくずがに漁業」で1,960kgとなっております。資源管理の取組として、小学生のアユ放流体験に取り組んでいます。

続いて、内共第6号です。漁業権者は玖珠郡漁協です。漁業権の種類は全て第五種共同漁業権で、うなぎ漁業等計6種の漁業に設定されています。漁獲量については、最も多いのが「こい漁業」で80kgとなっております。資源管理の取組として、小学校で川の生き物教室の開催に取り組んでいます。

続いて、内共第7号です。漁業権者は日田漁協です。漁業権の種類は全て第五種共同漁業権で、うなぎ漁業等計9種の漁業に設定されています。漁獲量については、最も多いのが「あゆ漁業」で31,312kgとなっております。資源管理の取組として、組合員による清掃活動や小学生の稚鮎の放流体験の実施に取り組んでいます。

次の32ページをご覧ください。続いて、内共第8号です。漁業権者は大分川漁協です。漁業権の種類は第一種共同漁業権ではあおのり漁業等計2種、第五種共同漁業権ではうなぎ漁業等計8種の漁業に設定されています。漁獲量については、最も多いのが「あゆ漁業」で7,830kgとなっております。資源管理の取組として、河川の清掃活動や幼稚園生の放流イベントへの参加等に取り組んでいます。

続いて、内共第9号です。漁業権者は桂川漁協です。漁業権の種類は全て第五種共同漁業権で、うなぎ漁業等計5種の漁業に設定されています。漁獲量については、最も多いのが「うなぎ漁業」で280kgとなっております。大学の指導の下、うなぎの生息環境改善調査に取り組んでいます。

続いて、内共第10号です。漁業権者は宇目町漁協です。漁業権の種類は全て第五種共同漁業権で、うなぎ漁業等計7種の漁業に設定されています。漁獲量については、最も多いのが「えのは漁業」で285kgとなっております。資源管理の取組として、稚魚放流に加え、アユ及びエノハの成魚の放流に取り組んでいます。

続いて、内共第11号です。漁業権者は臼杵河川漁協です。漁業権の種類は第一種共同漁業権ではしじみ漁業のみ、第五種共同漁業権ではうなぎ漁業等計7種の漁業に設定されています。漁獲量については、最も多いのが「こい漁業」で400kgとなっております。資源管理の取組として、こども園とのアユの放流、草刈り、外来魚の駆除等に取り組んでいます。

続いて、内共第12号です。漁業権者は津江漁協です。漁業権の種類は全て第五種共同漁業権で、うなぎ漁業等計6種の漁業に設定されています。漁獲量については、最も多いのが「えのは漁業」で2,590kgとなっております。資源管理の取組として、銃によるカワウの駆除や公共工事における工事協議書の取り交わしによる河川への影響予防等に取り組んでいます。

漁業権ごとの報告については以上です。

議案書30ページにお戻りください。3の「報告に対する意見」についてです。都道府県は漁業権者からの報告を受け、国が作成したチェックシートに基づき、漁場が「適切かつ有効」に活用されているか否かを判断し、漁業法第91条の規定による指導

の必要性について検討を行うこととされています。「適切かつ有効」については、国の示すガイドラインにより、次のような場合を指すとされています。最下段の四角囲みの中をご覧ください。

「適切」とは、「漁場利用が、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼしたり海洋環境の悪化を引き起こしたりしていないこと」、「有効」とは、「漁場利用において、合理的な理由がないにも関わらず漁場の一部を利用していないといった状況が生じていないこと」となっています。

これらを判断する際のチェック項目について、国の示したチェックシートがございます。議案書の33ページをご覧ください。チェック項目を簡単に説明しますと、上から「1 資源管理の状況等の報告」では、「資源管理の状況等の報告が出ているか」、2、3の判断基準では、「漁業関係法令を遵守しているか」、「免許の適格性を有しているか」、「漁具や薬品の使用状況が適切か」、「漁場紛争への対応が適切か」、「資源管理を適切に実施しているか」、「漁場改善計画の取組が適切か」、「漁具等の放置がないか」、「危険物を使用していないか」、「漁場環境を悪化させていないか」、「有害物質を流出させていないか」、「魚類防疫の観点から適切な対応がとられているか」、「操業期間中、相当程度利用しているか」、「養殖密度が適切か」、「漁場の全てを利用しているか」、「漁場の持続的利用に向けた生産活動を行っているか」があります。なお、このチェックシートは海面の漁業権と同じものとなっているため、内水面の漁業権には該当しない項目もあるということをご理解ください。

30ページにお戻りください。県としては、先ほどの報告内容をもとに検討したところ、全ての漁業権において、漁場が「適切かつ有効」に活用されていると認められると判断しております。よって、今回は漁業法第91条の規定による指導は必要ないとしております。

報告については以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問・ご意見はありませんか。

園田委員 報告にある漁獲量は、こういった数値で、どのような証拠に基

づいているのでしょうか。

参 事 漁協からの報告の数字になります。

園田委員 漁協は組合員の漁獲量を把握できるのでしょうか。

手島委員 組合員の数やどのくらい操業にでているか、また、遊漁者については、だいたい何匹釣って帰ったかなどから、勘案して把握しています。来年からは、組合員に操業日誌に漁獲数量も記入するように指導しているので、より精度の高いものが出てくると思います。

園田委員 漁獲量は示さないといけないのでしょうか。数字を鵜呑みにされても困るなど思ったので。

参 事 国に報告する必要がある項目となっています。

園田委員 わかりました。

議 長 よろしいでしょうか。他にご意見もないようですので、その他の「①漁業権に係る資源管理の状況等について」の報告を確認したことといたします。

次にその他の②「全国内水面漁場管理委員会連合会令和5年度通常総会」について、事務局から報告してください。

参 事 議案書の36ページをご覧ください。5月26日に、全国内水面漁場管理委員会連合会令和5年度通常総会が4年ぶりに東京で対面開催され、岩本会長が出席しましたので概要を報告します。

38ページの次第をご覧ください。次第の4「表彰」についてです。40ページ、41ページをご覧ください。受賞者のお名前が載っております。今年度は全国内水面漁場管理委員会連合会一般表彰に、全国で55名が表彰されましたが、大分県からは、北村委員が表彰されています。おめでとうございます。

北村委員がお仕事の都合上、表彰式へご出席ができなかったため、会長が代わりに受賞してきましたので、本日この場をお借り

して表彰状をお渡ししたいと思います。

北村委員は前の方にきてください。

(贈呈 表彰状を渡す 拍手)

続いて38ページにお戻りください。8の「議事」についてですが、第1号議案から第4号議案について、いずれも了承されています。

51ページをご覧ください。第3号議案の令和5年度事業計画案及び収支予算案についてを説明いたします。次の52ページから本年度の計画がのっています。53ページをご覧ください。7のブロック協議会ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面開催が続いてましたが、今年は現地開催される計画で、当委員会は福岡県で開催される西日本ブロック協議会へ参加する予定です。また、8の研修会ですが昨年は実施されませんでした。今年はウェブでの開催が予定されています。

次の55ページをご覧ください。収支予算案ですが、収入の部の負担金が、0円となっております。今年度は各県への負担金を徴収しないということで承認されています。これは、総会が書面で開催された年が続いたことから、繰越金が大幅に増大しているためです。

次に56ページをご覧ください。第4号議案の提案書につきましては、57ページから68ページに掲載しています。提案行動については、令和5年6月27日に農林水産省、国土交通省、環境省等の各省庁に対し実施しています。

総会につきましては以上です。

議 長

ただいまの事務局からの報告にご質問はありませんか。

ないようであれば、これで本日の議案及び報告がすべて終了しましたので、委員会を終了します。スムーズな進行についてご協力ありがとうございました。

以上、第21期大分県内水面漁場管理委員会第8回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和5年7月19日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員